

ID: 3041

担当部署: 産業課

処分の概要	監督処分		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第29条第1項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
【基準】 法第29条第1項の規定による。 (監督処分) 第29条 農林水産大臣又は都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に関し必要な処置を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することができる。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日